

介護助手等多様な人材によるチームケア実践力向上推進事業実施要綱

1. 事業目的

多様化、複雑化する介護ニーズに対応するため、介護助手や他業種からの新規参入者等（以下「介護助手等」という。）多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等（以下「外部コンサルタント等」という。）を活用し、リーダー的介護職員の育成等チームケアの実践を強力に推進することにより、介護現場に従事する職員の不安を払拭し、介護人材の参入環境の整備、定着促進とサービス利用者の自立支援・満足度の向上を図るためのモデルケースを作ることを目的とする。

2. モデル介護事業所の対象

香川県内にある介護事業所（3～5事業所）を対象とする。

3. 介護助手等の対象

（1）介護助手

試行的に介護の周辺業務を3か月間可能な限り継続的に体験できる者を対象とする。

※食事介助や入浴介助などの専門的な知識を必要とする業務には、原則として従事させない。

（2）他業種からの新規参入者

他業種経験者で介護業務を3か月間可能な限り継続的に体験できる者を対象とする。

※モデル介護事業所が、既に採用している、または独自で新たに採用する介護助手等により、取組を行う場合もある。

4. モデル介護事業所の主な業務内容及び予定期間

（1）介護助手等の受入準備【10月下旬～11月中旬】

介護助手等が担う業務の切り分け・整理や内部研修 等

（2）企画評価委員会への参加【選定後2回以上】

モデル介護事業所同士が情報共有や緊密な連携を図るため、県社協が開催する企画評価委員会へ参加する。内容は、介護助手受入前の業務の切り分け作業や、受入後の課題共有等。

（3）就労マッチング（採用面接）及び雇用契約の締結【11月下旬】

介護助手等希望者とモデル介護事業所とのマッチングを行う。事業所の特徴や具体的な業務内容等取りまとめ、採用面接を実施し、雇用契約の締結を行う。

※各施設が直接雇用契約し、労働関係各法に基づき、適正な雇用管理を行う。

※本事業の実施期間中において、介護助手を法令上必要な人員配置基準に算入できない。

※11月上旬頃、県社協が広報を行いますので、各施設でも広報や求人等のご協力をお願いします。

（4）業務マニュアルや日々の業務記録等の作成【随時】

外部コンサルタント等による助言をもとに作成し、実施状況を県社協へ報告する。

（5）チームケア実践力の向上に係る取組【随時】

介護サービス事業所における生産性向上に資するガイドライン（平成 31 年 3 月厚生労働省老健局）を踏まえ、外部コンサルタント等による助言を得ながら実施する以下の視点による取組を行う。

① リーダー的介護職員等の人材育成

リーダー的介護職員等に対するマネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等の研修の実施、仕組みの構築 等

② キャリアパスの明確化

介護助手等、介護職員の定着促進、キャリアアップ等の仕組みの構築 等

③ 利用者の重度化予防

利用者の状態変化への気づき、コミュニケーション等の研修の実施、仕組みの構築 等

④ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践

i 清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理

ii 介護助手等に対する OJT 研修の実施

iii 能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築

iv 利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組（アンケート調査、研修の実施、仕組みの構築 等）

v 多職種連携の深化（研修の実施、仕組みの構築 等）

vi その他必要な職場環境の整備

⑤ 報告書の作成

(6) 業務実績報告書の作成【3月】

外部コンサルタント等による助言をもとに作成し、業務実績報告書を県社協へ提出する。

5. 県社協の主な業務内容及び予定期間

(1) 企画評価委員会の設置、運営

① 事業の企画、分析等を行う。

② 契約期間内に 3 回以上開催し、議事録を作成する。

【選定委員会、選定後、検証、その他必要なタイミング】

③ 委員は県、関係団体、参加モデル事業所（選定後）、受託者等とする。

(2) モデル介護事業所の選定

① 県内の介護事業所を対象に募集する。【10月上旬】

② 企画評価委員会において、3～5 事業所を選定する。【10月下旬】

(3) 介護助手等の募集、研修、マッチング

① 新聞広告等により、介護助手等を募集する。【11月上旬】

② 介護助手希望者に対し説明会、研修会等を開催する。【11月中旬】

③ 介護助手等希望者とモデル介護事業所とのマッチングを行う。【11月下旬】

④ 介護の入門的研修修了者に対し、介護助手等の周知やモデル介護事業所とのマッチングを行う。

⑤ 介護助手等に対するアンケートを実施する。

(4) モデル介護事業所の取組に対する支援（外部コンサルタント等の活用）【随時】

- ① 4の(5)におけるモデル介護事業所の取組を支援する。
- ② 外部コンサルタント等による助言は、希望するモデル介護事業所への派遣等により行う。
※派遣による相談支援、研修会の開催を対面又はオンラインで行う。
- ③ 必要に応じて、モデル介護事業所の実施状況の確認を行う。
- ④ モデル介護事業所に対するアンケートを実施する。

(5) コーディネーターの配置

事業を円滑に実施するため、コーディネーターを配置する。

(6) 効果の検証

以下の項目を整理して業務完了報告書にまとめ、令和3年3月31日までに香川県へ提出する。

- ① 地域の特性等、事業実施の背景
- ② 取組の内容、ねらい
- ③ 効果測定、検証（アンケート結果等）
- ④ さらなる改善点

6. その他

この要綱に定めのない事項又はこの要綱に疑義の生じた事項については、事前に県、県社協、モデル介護事業所の三者が協議の上決定する。

7. 問い合わせ先

社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 福祉人材センター 担当：松端
〒760-0017 高松市番町一丁目10番35号 香川県社会福祉総合センター4F
TEL. 087-833-0250/FAX. 087-861-5622
E-mail : matsunohana@kagawaken-shakyo.or.jp

(参考) 県とモデル介護事業所との契約

別途、県が各モデル介護事業所に対し、モデルケース作成費として最大100万円で委託する。

※対象 介護助手の人件費（既存の介護助手も可）、OJT研修費、需用費、会議費、備品購入費 等